

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

平成18年5月29日

本日(平成18年5月29日)、原子炉等規制法(1)に基づき、国に原子炉施設保安規定(2)の変更認可申請を行いました。今後、国による審査を受けてまいります。

申請の概要は次のとおりです。

(1)品質保証活動の改善に伴う変更

浜岡原子力発電所における品質保証活動に係るルールのうち、文書体系について、これまでの運用経験等を踏まえ、再整理や表現の適正化等を行う。

(2)放射線計測器の管理者の変更および計測器名称の変更

放射線計測器のうち、波高分析装置(3)の管理について、当該業務の合理化を図るため、放射線安全課長および環境保安課長による両方の管理から環境保安課長による一元管理に変更する。また、波高分析装置等の計測器名称を総称して試料放射能測定装置と記載していたが、具体的な計測器名称を記載するよう変更する。

(3)一部の管理区域(4)の解除

1、2号機の長期停止に伴い、一部の区域は、管理区域として管理する必要がなくなるため、当該区域について、1号機または2号機の次回原子炉起動までの間、管理区域を解除する。

- 1 原子炉等規制法とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律。
- 2 原子炉施設保安規定とは、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定。
- 3 波高分析装置とは、放射線管理計測器のひとつであり、放射性核種の濃度を測定する装置。
- 4 管理区域とは、原子力施設や放射線利用施設等で関係者以外の無用な放射線被ばくを防止するとともに、施設内で作業する人の被ばく管理を適正に行うため、他の一般区域から隔離した区域。

以上